明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学四）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四三
会社その他
会社決算公告　四五

省　令

○文部科学省令第四号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月五日

文部科学大臣　下村　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「認定の申請」の下に「（以下この項において「認定申請」という。）」を、「規定する者」の下に「（以下この項において「受給資格者」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者の在学する私立高等学校等の設置者が、当該受給資格者の同意を得て認定申請に関する手続を代わって行う場合にあっては、様式第一号の二による申請書を当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行うことができる。

様式第一号の二（第三条第一項ただし書関係）

平成　年　月　日

都道府県知事（又は文部科学大臣）　殿

学校設置者の名称
代表者の職名及び氏名　印

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

この度，（高等学校等名）に在学する別紙記載の生徒（又は学生）に代わり，高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

注：学校設置者が複数の私立高等学校等を設置する場合は，それぞれの私立高等学校等ごとに申請書を提出すること。